

中部山岳国立公園誘客プロモーション業務委託
プロポーザルにかかる質問及び回答

R6. 3. 28時点

No.	質問項目	質問	回答
1	仕様書 1 委託事業の目的	客層の拡大とありますが目的にインバウンドは含まれますか。	本業務は国内誘客を基本としております。ただし、国内在住者に加えて、さらに海外在住者向けのプロモーションを行うことを妨げるものではありません。
2	仕様書 1 委託事業の目的	「松本高山Big Bridge 構想」を推進するためとありますが、現在までに誘客のために行っている取り組みがありますか。また、ある場合は目標としていた客層、客数になりましたか。(イベントやSNSでの取り組み等)	岐阜県として、これまでに「松本高山Big Bridge 構想」の推進を目的に実施した誘客事業の実績はありません。
3	公募要領 1 ページ前書き	観光消費額の増加に繋がるとありますが現状1人あたりの消費額の目安を教えてください。	直近の統計データについては、以下を参照ください。 <令和4年岐阜県観光入込客統計調査> https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/376548.pdf
4	仕様書 4 業務内容 (1) 各種媒体を活用したプロモーション (2) インフルエンサーを活用したプロモーション 別紙3 著作権等取扱特記事項	～発生する肖像権、著作権ほか各種権利関係について適正に対応すること。 ① とありますが、具体的にはどのような内容が含まれているでしょうか？ 提案内容、期間における著作権各種権利関係がクリアされているという認識でよろしいでしょうか？ ② 仕様書の巻末にあります「著作権等取扱特記事項」に「印刷物」との表記がありますが、印刷物以外の成果物・実施内容はこちらには含まれない認識でお間違いないでしょうか？また、各種媒体、クリエイター（インフルエンサー含む）の成果物は当該事業契約期間内（R7年3月21日まで）でのみの使用という認識でよろしいでしょうか？	①お見込みのとおりです。 ②一般的な著作物として「印刷物」を表記しております。当業務における成果物等については、同様に扱う予定です。 なお、公募要領7ページ「第4 契約についての留意事項 1 契約方法」には以下のとおり記載してあるところです。 「県は選定した優秀提案者と協議し、業務委託に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県と優秀提案者の協議により最終的に決定します。」 仕様書の内容を満たす提案を原則としますが、権利関係等やむを得ずこれに沿えない場合は、その旨を企画提案書内に記載する等明らかにした上で提案してください。
5	仕様書 4 業務内容 (1) 各種媒体を活用したプロモーション	7月に開設予定ビジターセンターに関しまして、現段階で提示いただける情報はございますでしょうか？	「中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター」は、当公園南部地域の西の玄関口及び岐阜県・高山市の東の玄関口として開設し、国立公園の地形地質や動植物の紹介のほか、アクティビティ、温泉、地域文化など、当公園及びその周辺地域を満喫するために来訪者のニーズに応じた情報発信を行うとともに、来訪者・地域住民の交流や自然を学び体験する拠点として様々な方々に活用されることを目的とする県有施設です。

No.	質問項目	質問	回答
6	仕様書 4 留意事項	県が取り組む各種プロモーション、イベントその他事業～とありますが具体的にどのようなものをどのようなものを予定されていますか？	現時点で具体的にお示しできるものではありません。
7	公募要領P6 第3 評価に関する 事項—2	プレゼンテーション時に、提出した企画提案書をプロジェクター等で投影することはできますか？	公募要領6ページに記載のとおり、プレゼンテーションは、紙を用いて行うこととしており、プロジェクター等の使用は認められていません。
8	仕様書 1 委託業務の目的	過去に類似事業を実施されている場合の事業名称や実施報告等を公開していますか？	本事業は新規事業となります。
9	仕様書 1 委託業務の目的	ビッグブリッジプロジェクトでは松本、高山間の観光振興を掲げていますが、今回は長野県側を対象とした施策は必要ですか？	本事業を通じて「松本高山Big Bridge 構想」を推進することとしているため、長野県側を対象とした施策を妨げるものではありませんが、最終的には岐阜県への誘客促進を図ることが目的となります。
10	仕様書 4 業務内容—(3) 誘客イベント等の開催	イベントまたはキャンペーンで想定している規模や回数がありますか？	いずれも提案によるものとなります。